

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定に関する考え方（案）について

1 はじめに

平成24年5月に発生した利根川水系の利水障害事案では1都4県の広範囲にわたり被害が拡大した。このような事故の再発防止に向け、平成24年8月31日の群馬県環境審議会答申に基づき「群馬県の生活環境を保全する条例」が改正された。

この条例改正により「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」についても所要の改正を行い新制度の整備を行うこととなり、また改正後の条例に規定された、特定指定物質の適正な管理に関する指針についても群馬県として策定を行う。

また、平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令、同施行規則、排水基準を定める省令が改正され、有害物質が新たに追加された。この法改正に伴い、「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」での対応する規定を改正する。

以下では、これらに関する考え方を示す。

2 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正に関する考え方（ホルムアルデヒド関連）

（1）特定指定物質の定義について

改正後の「群馬県の生活環境を保全する条例」（以下「改正条例」という。）第47条の規定から、特定指定物質は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害等の原因となる化学物質である。

このため、水質汚濁防止法の指定物質のうち、水道水質基準項目に該当する物質については、事故時以外の通常時の措置が規定されていないため、事故の未然防止の観点から対象とすることが適当である。また、今般の利水障害事案の原因物質となった指定物質であるヘキサメチレンテトラミンについても、あわせて対象とすることが適当である。

（2）特定指定物質取扱事業者の定義について

改正条例の新しい制度の対象となる事業者については、特定指定物質を一定量以上取り扱う事業者であり、また、水質事故等により公共水域にその取扱う特定指定物質を含む水を流出させた際に、人の健康又は生活環境に係る被害や、利水障害等の原因となるような事業者であることが、その要件として適当である。

なお、今般の利根川水系における水質事件事案では、原因物質の流出量が0.4～6トンと推定されたことから、届出対象となる特定指定物質の取扱量の下限については、概ね0.5トン程度とすることが適当である。

（3）適正管理計画の届出に必要な事項について

特定指定物質取扱事業者が届出を行う適正管理計画については、改正条例第48条第1項第1号から4号で規定する事項の他、届出を行う期限を規定することが適当である。この場合、特定指定物質取扱事業者が、その適正管理計画を作成するのに要する期間としては、概ね4ヶ月程度の期間とすることが適当である。

(4) 取扱量の把握方法について

特定指定物質取扱事業者が行う特定指定物質の取扱量の把握は、年間の取扱量について、その重量により把握する方法、その濃度を乗じることにより把握する方法及びその他の適切と認められる方法のいずれかによって行うことが適当である。

(5) 取扱量の届出に必要な事項について

改正条例第48条第3項で規定する届出に必要な事項としては、届出期限の他、届出の頻度が考えられる。このうち届出期限については、今回の新たな制度に類似した制度である「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRT法)の届出期限と同じく、把握した年度の翌年6月30日までとすることが、事業者負担の軽減という観点から適当である。

また、今回の条例改正の趣旨は、県内の特定指定物質取扱状況の概要の把握であることから、一度届出を行った事業者は、その後の取扱量に著しい変動がある場合を除き、毎年度の届出を不要とすることも、事業者負担の軽減という観点から適当である。この場合の著しい変動とは、届け出た取扱量の概ね3割程度を目安とした増減とすることが適当である。

(6) 変更及び廃止の届出に必要な事項について

改正条例第48条第4項で規定する変更及び廃止の届出に必要な事項としては、届出期限が考えられる。届出期限については、変更及び廃止の事実が発生してから1ヶ月程度の期間とすることが適当である。

3 特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定に関する考え方

(1) 指針の目的

改正条例第47条に規定する指針は、飲み水への影響が大きい化学物質(特定指定物質)について、工場又は事業所における適切な管理体制の整備等を促進し、水質事故の未然防止を図るとともに、事故発生時における迅速かつ適切な対応策を整備し被害の拡大を防止することを目的とするものであり、次節のア～エの5つの骨子により策定することが適当である。

(2) 管理指針の骨子(案)

ア 化学物質の性状・量の把握

特定指定物質取扱事業者は、その取り扱う特定指定物質の性状、特に公共用水域等の環境中に放出された場合の挙動等についての情報の収集に努めるとともに、その取り扱う量についても常に把握すること。

イ 化学物質の適正管理

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質を取り扱う工場又は事業場において、水質事故等の人の健康又は生活環境に係る被害を未然に防止できるよう、漏洩防止措置、非浸透性被覆、防液堤及び排水ピット等の施設及び周辺設備の構造等を適切に整備することが適当である。

ウ 管理体制の整備

特定指定物質取扱事業者は、その工場又は事業場において取り扱う特定指定物質の適正な管理を確実かつ円滑に実施するために、施設等の定期点検の方法、頻度、漏洩時の対応等について適正に定めるとともに、その責任者及び担当者を指名するなど管理責任を明確化すること等により、環境安全部門、製造部門等の全ての関係部門において、特定指定物質の適正管理が確実に実施される体制を整備することが適当である。

エ 従業員の教育・情報共有

特定指定物質取扱事業者は、前項の管理体制の確実かつ円滑な運営を確保するため、特定指定物質を取り扱う者及び管理部門の従事者等全ての関係者に対して、必要な教育及び訓練を継続的に実施することが適当である。また、前項までに掲げた化学物質の性状・量の把握、適正管理のための施設・周辺設備及び管理体制等について、十分な情報の共有を図ることが適当である。

オ 事故発生時等の対応（連絡）

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質の公共用水域への流出等の水質事故が発生した場合に備え、事故時に講じるべき応急の措置や非常時の連絡体制等について、あらかじめ定めておくことが適当である。

（3）付帯事項

ア 事業者において秘密とされる事項等

当指針の策定にあたっては、特定指定物質取扱事業者がその特定指定物質の取り扱いに関する情報を秘密として管理している場合又はその特定指定物質の取り扱いが事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていない場合等において、その適正管理計画の作成に関する必要な配慮を行うことが適当である。

イ 事業者の利便性に関する事項等

当指針は、特定指定物質取扱事業者がその特定指定物質の取り扱いに関する適正管理計画を作成するための枠組みを定めるものであるため、可能なかぎり事業者が利用しやすいような形で策定されることが適当である。

4 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部改正（水質汚濁防止法施行令改正関係）

平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号）、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第14号）及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省

令第15号)が公布され、同年5月25日から施行されている。これにより、1,4-ジオキサンを有害物質に追加し、排水規制、地下浸透規制等が行われている。また、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーを有害物質に追加することにより、これらの物質に係る地下浸透規制等についても行われている。

これらの法改正に伴い、下記のとおり群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める水質有害物質について追加を行い、また水質特定施設に適用される水質浄化基準値及び特定排出水規制基準値についても同様に追加することが適当である。

(1) 水質有害物質(条例第2条第7項第1号)として追加する項目

トランス - 1 , 2 - ジクロロエチレン

1 , 4 - ジオキサン

塩化ビニルモノマー

(2) 特定排出水規制基準(条例第31条第1項)として新たに追加する項目、基準値及び測定方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1 , 4 - ジオキサン	0.5mg/l以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)付表7に掲げる方法

(3) 水質浄化基準(条例第44条第1号)として新たに追加する項目及び基準値及び測定方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1 , 2 - ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和)	0.04mg/l以下	シス体にあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1 , 4 - ジオキサン	0.05mg/l以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)付表7に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法